

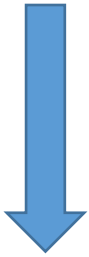
## 【申込から利用まで】

《利用者》

問合せ

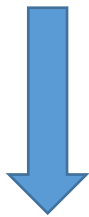


申込み



《子育て支援課》

派遣決定通知



調整

《事業所》

ヘルパー訪問

サービス利用

1 産前産後ヘルパー派遣事業に関する問い合わせ  
サービスや利用内容については、下記の窓口まで  
お問合せください。

2 産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書の提出  
ヘルパー派遣を希望する人は、子育て支援課又は  
各支所市民福祉課へ申請をしてください。  
申請書は、子育て支援課、各支所市民福祉課に  
あります。（市のホームページからもダウンロード  
できます。）  
申請時には、母子健康手帳と印鑑が必要です。

3 産前産後ヘルパー派遣決定通知書  
市では提出された申請書をもとに、事業実施の可  
否、派遣元を決定し、申請者に「産前産後ヘルパー  
派遣決定通知書」を郵送します。  
派遣元の事業所は、申請者の希望を優先しますが、  
派遣状況等によりご希望に添えない場合もあります。

4 サービスの調整  
産前産後ヘルパー派遣決定通知書が届いたら、派  
遣元事業所から連絡を入れます。そこで、サービス  
の内容の確認や日程、時間などの調整を行います。

5 サービスの利用  
決められた時間や内容の範囲内でサービスを受け  
ることができます。

※このサービスは、利用者（保護者）と子どもさんが一緒  
にいる場所で行います。託児ではありません。ヘルパーと  
子どもだけの留守番などはできません。

※ キャンセル料について

ヘルパー派遣前日の17時までに、事業所に連絡があった場合は、0円  
それ以降は、1回利用したものとみなし、残りの回数が減っていきます。

【まずは、お近くの窓口で利用登録を！】

西条市役所	子育て支援課	0897-52-1370	丹原総合支所	市民福祉課	0898-68-7300
東予総合支所	市民福祉課	0898-64-2700	小松総合支所	市民福祉課	0898-72-2111